

＼ 切りくず処理にお困りの中小企業のみなさま /

チップイーター導入のチャンス！

中小企業等経営強化法の活用で税制優遇が受けられます

2023年(令和5年)3月31日まで

① 先端設備等導入計画による税制支援

3年間
固定資産税
最大ゼロ

市区町村の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づきチップイーターを新規取得すると、固定資産税の課税標準が3年間ゼロ～1/2の間で市区町村の条例で定める割合に軽減されます。

【対象者】

資本金1億円以下の法人、従業員数1000人以下の個人事業主のうち
先端設備等導入計画の認定を受けたお客様（大企業の子会社等を除く）

② 中小企業経営強化税制（経営力向上計画）

即時償却
または
税額控除最大10%

主務大臣の認定を受けた「経営力向上計画」に基づきチップイーターを新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却 または 取得価格の10%*の税額控除を選択適用することができます。

*資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%

【対象者】

青色申告書を提出している 資本金1億円以下の法人、従業員数1000人以下の個人事業主のうち
経営力向上計画の認定を受けたお客様（大企業の子会社等を除く）

- ・【①先端設備等導入計画による税制支援】と【②中小企業経営強化税制(経営力向上計画)】は併用が可能です。
- ・【①先端設備等導入計画による税制支援】について
市区町村によっては、導入計画を実施していない、もしくは対象にならない場合があります。また、軽減率は各市区町村によって異なりますので、詳細は各市区町村のウェブサイト等をご確認ください。
- ・各控除内容等はおお客様の経営状況や事業規模によって異なります。
詳細は公認会計士・税理士または所轄の税務署にお問い合わせください。

中小企業庁ウェブサイト

【①先端設備等導入計画による税制支援】
経営サポート「経営強化法による支援」

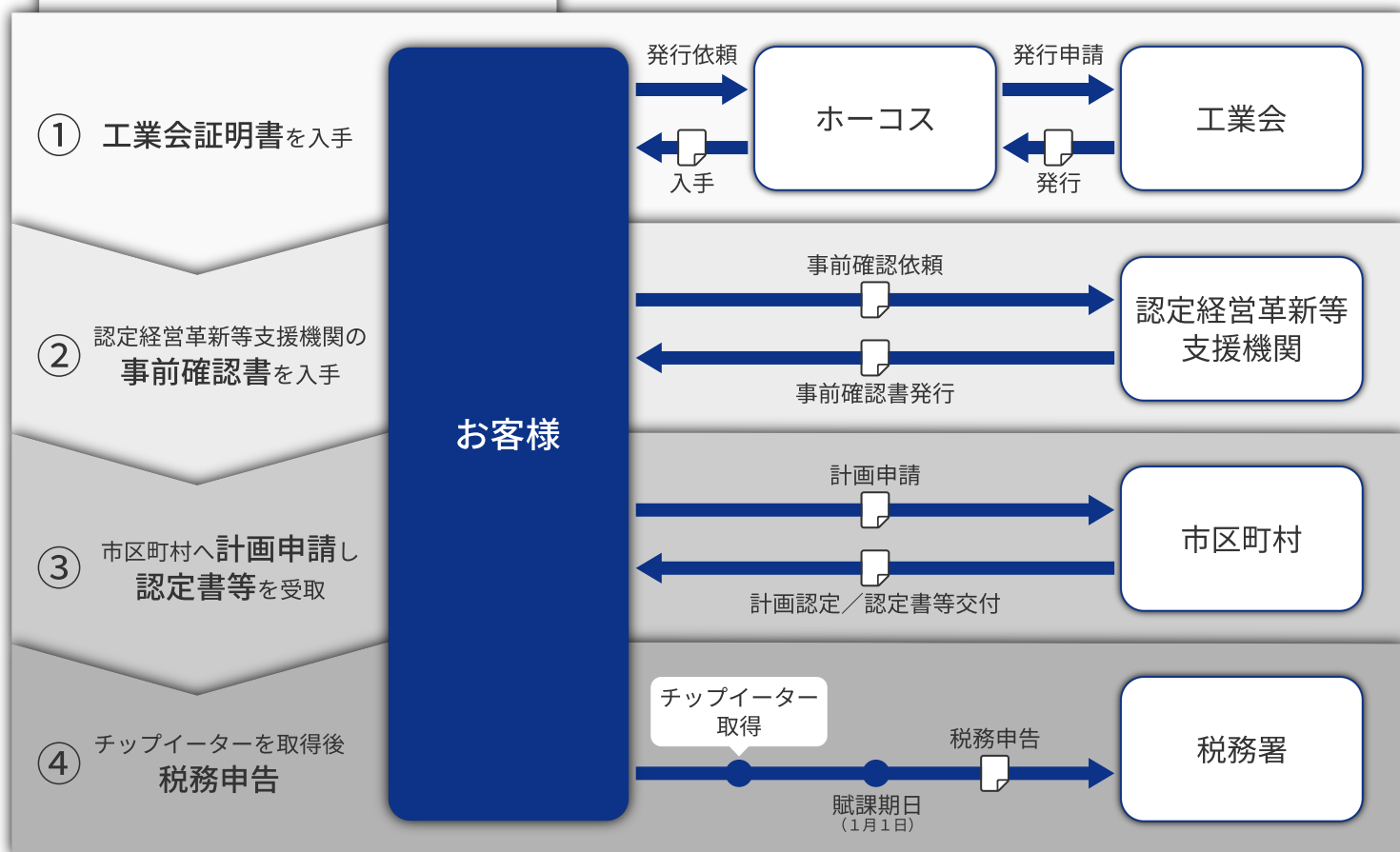


【②中小企業経営強化税制(経営力向上計画)】
経営サポート「生産性向上特別措置法による支援」



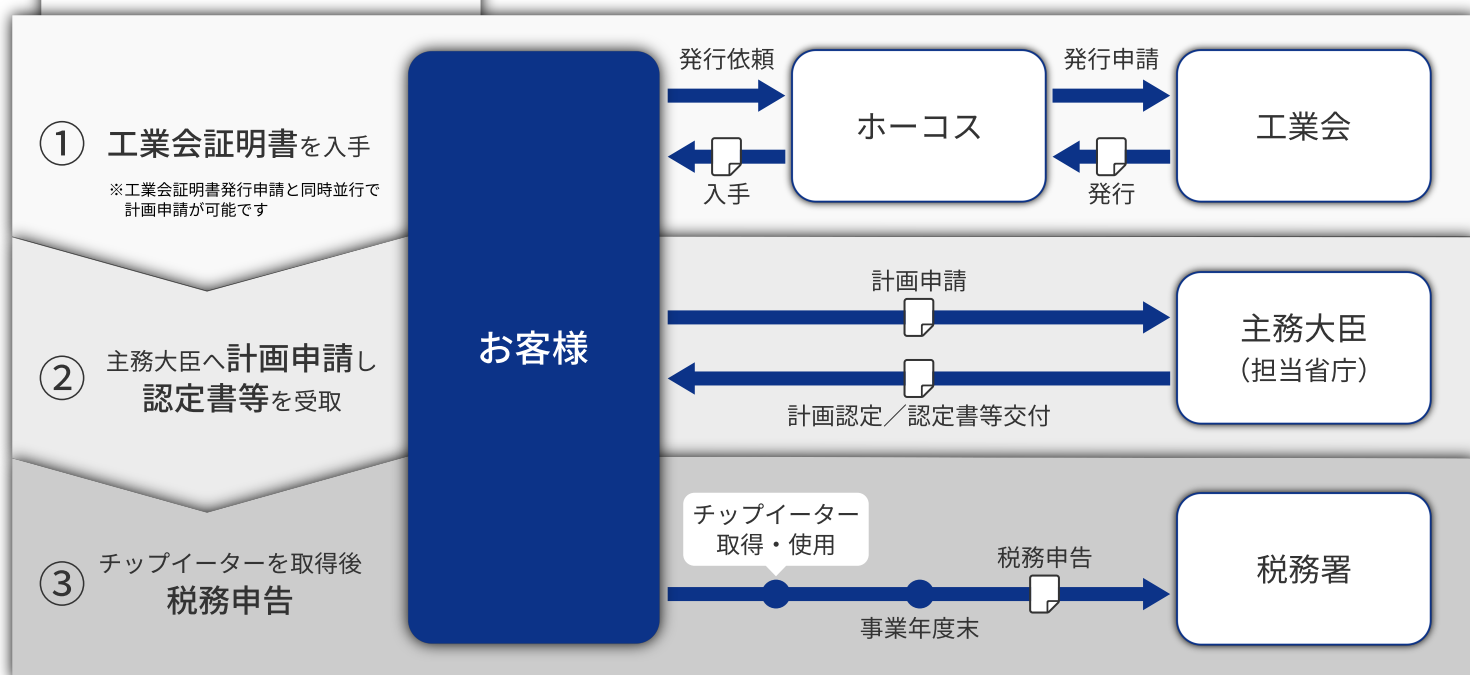
① 先端設備等導入計画

※ 設備取得後に計画申請を認める特例はございません。
計画認定後の設備取得が必須ですのでご注意ください。



② 経営力向上計画

※【例外】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合、
設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。



各計画の認定には非常に時間がかかるため、お早めの申請をお願いいたします。

※①先端設備等導入計画と②経営力向上計画は、同じ工業会証明書(1枚)で適用できます。
※詳細は中小企業庁ウェブサイト、各市区町村ウェブサイト等をご確認ください。